

特許分類に関する最新動向

The Latest Status of Patent Classification Systems

特許庁 審査第一部調整課長補佐（特許分類企画班長） **塩澤 正和**

平成 15 年特許庁入庁。博士（工学）。生産機械、一般機械などの審査に従事。経済産業省模倣品対策・通商室、国際政策課などを経て、平成 27 年 10 月から現職。

1 はじめに

特許分類については、Japio YEAR BOOK で毎年のように紹介させていただいている^{1,2,3}が、今回は、IPC (International Patent Classification) や FI (File Indexing) の最新の改正動向、中韓特許文献に対する CPC (Cooperative Patent Classification) の付与・蓄積状況、分類に関する米国との協力などについて報告してみたいと思う。

2 IPC 改正について

現在、IPC 改正プロジェクトは、五庁（日米欧中韓）からの提案である F プロジェクトと、非五庁からの提案である C プロジェクトがある。この F と C とは、五庁を表す Five と、かつて IPC が Core level と Advanced level とで構成されていた際の Core に由来している。これらの F プロジェクトと C プロジェクトとは、WIPO の電子フォーラムと IPC リビジョン作業部会で議論が行われている。電子フォーラムでは、各庁がコメントを投稿し、取りまとめ役であるラポーチャーが意見を集約していくことによって、徐々に論点を整理

していく。その上で、IPC リビジョン作業部会では、分類項目ごとに逐次読み合わせを行い、分類項目の妥当性や IPC ルールの準拠を詳細に検討している。これによって、IPC 同盟国内で共通のコンセンサスを得て、世界各国で唯一共通で用いられる特許分類が作成されていく。

IPC は英語と仏語が正本とされていることから、英語版と仏語版の分類表などが、IPC リビジョン作業部会で承認されることによって、新規の IPC 発効が決定される。IPC リビジョン作業部会は年 2 回開催されており、前々年の秋と前年の春に承認された IPC が、まとめて 1 月 1 日に新規 IPC として発効される（例えば、2015 年 11 月と 2016 年 4 月の IPC リビジョン作業部会で承認された新規 IPC が、2017 年 1 月 1 日に発効されることになる。）。

IPC 改正については、2013 年、急増する新興国文献などに対応するために、WIPO の国際事務局 (IB) が、中国、韓国や新興国の発行する特許文献数に基づく統計的データから作成される IPC 改正候補分野リストを年 2 回作成することが決定されている。IPC 加盟国は、このリストから、IPC 改正提案を行うことが推奨されている。

2.1 F プロジェクト

五庁からの改正提案であり、まずは、五庁段階として、五庁の電子フォーラムや五庁分類作業部会において、IPC 改正提案が議論される。これは、GCI (Global Classification Initiative) といわれており、既存の日米欧の内部分類を組み合わせるなどして、日米欧の

- 1 太田良隆、「特許分類に関する国際的な動向」、Japio YEAR BOOK 2013, p98-103
- 2 井海田隆「特許分類に関する国際的な動向の続きと特許庁の取り組み」、Japio YEAR BOOK 2014, p74-81
- 3 井海田隆「特許分類に関する現在の状況」、Japio YEAR BOOK 2015, p108-113

内部分類を整合させることで、新たな分類を作成する Activity I と、既存の日米欧の内部分類が存在せず、新規技術に対応して新たな分類を作成する Activity II とからなる。五庁段階には、2016年3月の第14回五庁分類作業部会終了時点で、28のプロジェクトが継続している。五庁での議論の結果、改正提案について、五庁すべての明示的な同意が得られた場合にのみ、改正提案は、五庁からの正式な改正提案として、IPC加盟国に提案がなされる。五庁からの改正提案は、多くの特許出願を有する五庁での国内分類を調和させることの重要性に鑑みて、すべての改正提案が、自動的に正式なIPC改正プロジェクト、Fプロジェクトとして、IPC加盟国による議論が開始されることになっている。

2.2 Cプロジェクト

非五庁からのIPC改正提案は、上述のFプロジェクトとは異なり、まずは、RQプロジェクトというものが設立され、そのなかで、IPC改正プロジェクトとしてCプロジェクトを正式に立ち上げるか否かが、五庁を含むすべてのIPC同盟国内で検討されることになる。検討の結果、IPC同盟国内でIPC改正に賛成する国が多数であれば、Cプロジェクトが設立される。2016年7月1日までに、21のRQプロジェクトが設立され、そのうち、19のRQプロジェクトが正式にCプロジェ

クトへと移行され、2のRQプロジェクトが中断されている。この中断された2のRQプロジェクトは、五庁でIPC改正が議論中の技術分野であったことを理由に中断されたものである。このように、五庁での議論と非五庁からの提案とが重複することは、五庁や非五庁双方にとって、望ましいことではない。そのため、2016年3月の第14回五庁分類作業部会において、日本からの提案によって、五庁で議論中のIPC改正プロジェクトについて、五庁分類作業部会終了ごとに、改正プロジェクト情報を五庁からIPC加盟国に周知するための取り組みが承認されている。これによって、五庁での議論と非五庁からの提案との重複が避けられ、IPC改正議論がより効率的に行われることが期待されている。

2.3 IPC改正動向について

2016年1月1日に新規発効されたIPCは23分野であり、前年(11分野)に比べて約2倍となっており、そのうち16分野は、日本が議論を主導したものである。これについて、2016年2月のIPC同盟専門家会合では、IBから、IPC改正における日本の多大な貢献に謝意が示されたところである。

続く、2017年1月1日には、新たに17分野においてIPCが発効されることが承認されている(表1参照。)。Fプロジェクトから8分野、Cプロジェクトか

表1 2017年1月1日発効予定のIPC

Project No.	提案庁	IPC	技術分野
C471	GB	A61K47/00	使用する不活性成分に特徴のある医薬品製剤
C472	DE	A47B88/00	引出し、引出し用ガイド
C474	GB	G06T7/00	イメージ分析
C478	BR	A61C5/00	歯の充填または被覆
C480	BR	A61K8/96	植物由来化粧品
C481	BR	A21D13/00	ベイカリー製品
C482	SE	B31B	箱、カートン、封筒または袋の製造
C484	BR	A01K61/00	魚、貝などの養殖
C485	DE	E05B65/46	ひき出し用の特殊な錠
F030	JP	D06L1/00-3/16	洗浄・漂白
F033	KR	H01L27/115	電氣的にプログラム可能な読み出し専用メモリ
F034	JP	C01B31/00	炭素・炭素化合物
F038	EP	B29C64/00	プラスチックの積層造形
F041	EP	B60Q3/00	車両内部照明装置
F045	KR	H04B7/02	ダイバーシチ方式
F057	JP	B01J	イオン交換
F060	EP	B64F5/00	航空機的设计、製作など



ら9分野のIPC改正が承認されており、五庁と非五庁とがIPC改正に積極的に関与し、分類調和が着実に進められていることがわかる。

また、2017年1月1日に新規IPCが発効されるF033プロジェクトでは、メモリに関する分類(H01L27)について議論が行われてきた。その議論過程において、半導体技術に関する分類(H01L)について、分類の階層が深く(IPCでは最大10ドット)、使用されている分類記号の数字の間隔が密であることなどから、何らかの改善を行う必要性が示された。そのため、2016年2月には、IPC同盟国で興味ある国が参加し、半導体技術に関する分類を今後どのようにしていくかを検討していくことが決定された。2016年7月1日時点で、具体的な議論は開始されていないが、今後、より良い分類が得られるように、日本としても議論に積極的に参加していきたい。

3 FI改正の動向

日本では、主にIPC第4版ベースで作成され、日本独自に細分化したFIを内部分類として用いており、FIのサブグループ以上については、IPCに準拠してFIが作成されている。しかしながら、FIは分野ごとに準拠しているIPCの版が異なっており、最新のFIは、必ずしも、最新版IPCに準拠していない状況である。一般ユーザーや外国庁などからすると、FIと最新版IPCとが整合していないことは、FIへの理解を難しくするとともに、先行技術調査の範囲を適切に選択することを難しくしている面がある。そのため、FIを最新版IPCに準拠させることは、FIの普及や利便性向上のために重要なことであり、日本では、2014年以降、最新版

IPCに準拠していない分野において、FI改正を積極的に実施して、最新版IPCへの準拠を進めている。FIを最新版IPCに準拠させるということは、単に、最新版IPCの分類記号を採用し、新たに出願される文献に、最新版IPCに準拠したFIを付与するだけではない。過去に出願された莫大な量の文献についても再分類を実施し、新たなFIによって、過去文献も含めて先行技術調査を可能とすることであり、多くの負担を伴うものである。

表2にIPC、FI、CPCにおけるA-Hセクションにおけるメイングループの数と分類記号の一致状況を示す。FIとCPCともに、メイングループの記号はIPCと99%以上一致しており、FIとCPCともに、最新版IPCに準拠するように整備が進められていることがわかる。

また、メイングループで比較した場合には、FIの方が、CPCよりもIPCと分類記号が一致している。さらに、CPCにおいては、Cセクションにおいて、CPCのみに存在するメイングループが多く存在することがわかる。

なお、FIの整備においては、有用なCPC項目を取り込むことも積極的に進めている。

4 CPCの動向

欧米の内部分類であるCPCは、多くの庁で採用が進められている。すでに中国、韓国でもCPCを採用することが公表されており、それぞれ2015年と2014年から、段階的に自国特許文献への付与を開始している。加えて、韓国では、2018年末までに過去10年分の100万件を超える自国特許文献について再分類を実施することを公表している。実際、Espacenetなどで検

表2 IPC、FI、CPCにおけるA-Hセクションにおけるメイングループの数と分類記号の一致状況

Section	A		B		C		D		E		F		G		H	
	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC	FI	CPC
IPC=FI or CPC	1113	1061	1798	1783	1296	1284	349	348	321	319	1050	1045	689	692	533	533
IPC only	7	59	9	24	3	15	0	1	1	3	0	5	7	4	8	8
IPC total	1120	1120	1807	1807	1299	1299	349	349	322	322	1050	1050	696	696	541	541
FI or CPC only	3	4	2	13	2	91	0	4	1	6	0	12	0	3	5	20
FI or CPC total	1116	1065	1800	1796	1298	1375	349	352	322	325	1050	1057	689	695	538	553

索を行うと、中韓特許文献に対して、CPCNO⁴が付与されていることが確認できる。しかしながら、CPCNO付与情報がどの程度蓄積され、どの程度利用可能となっているのかは必ずしも明らかにされていない。そこで、今回、中韓特許文献に対するCPC⁵及びCPCNOの付与・蓄積状況について調査を行った。

図1は、G02B7/02-G02B7/16のいずれかのCPCが付与されている最先特許文献と最新特許文献の公開日を調査し、その時期的な範囲を示している。そのため、図1に示された時期的な範囲の文献すべてに対して、分類が付与・蓄積されていることは意味しないが、付与・蓄積されている時期的な範囲をおおまかに示すものであると考えている。CPCについては、中韓特許文献ともに、文献蓄積期間の全般にわたって概ね分類情報が蓄積されていることがうかがえる。他方、CPCNOについては、中国特許文献では2014年以降の特許文献に対して、付与・蓄積されているのに対して、韓国文

献では、過去10年程度の範囲で、付与・蓄積が進められていることがうかがえる。

図2には、中韓特許文献において、特定の範囲のIPC(G02B7/00-7/40)が付与・蓄積された総特許文献数に対するCPCまたはCPCNOが付与・蓄積された特許文献数の割合を表す。これは、各年のCPCの付与・蓄積割合をおおむね表すものであると考えている。中国特許文献については、2015年の公開文献においても、半分程度の文献にしかCPCの付与・蓄積が進んでいないことがうかがえる。また、中国特許文献については、2014年以前の過去文献にCPCNOが付与・蓄積されていないことが確認できた。これは、過去文献に対して、CPC付与を行う意向を示していない中国のスタンスとも一致するものである。他方、韓国特許文献については、2015年公開文献については、CPCの付与・蓄積が約80%に達するとともに、過去文献についての付与・蓄積も順次進められていることがうかがえる。

まとめると、現時点では、中韓特許文献に対するCPC及びCPCNOの付与・蓄積状況は限定的であり、CPC及びCPCNOを用いて、中韓特許文献を網羅的に調査できる環境は整っていないと判断せざるを得ない。しかしながら、韓国文献については、過去文献についても着実にCPCNOの付与・蓄積が進められており、最

- 4 この場合、「CPCNO」とは、中韓文献に対して、中国、韓国が付与したCPCのことを意味することとする。
- 5 この場合、「CPC」とは、中韓文献が欧米文献の Patent Family を有している場合に、その欧米文献への付与情報をもとに中韓文献に対して付与されたCPCを意味することとする。



(1) 中国特許文献

(2) 韓国特許文献

図1 G02B7/02-7/16におけるCPCとCPCNOの付与・蓄積の時期的な範囲

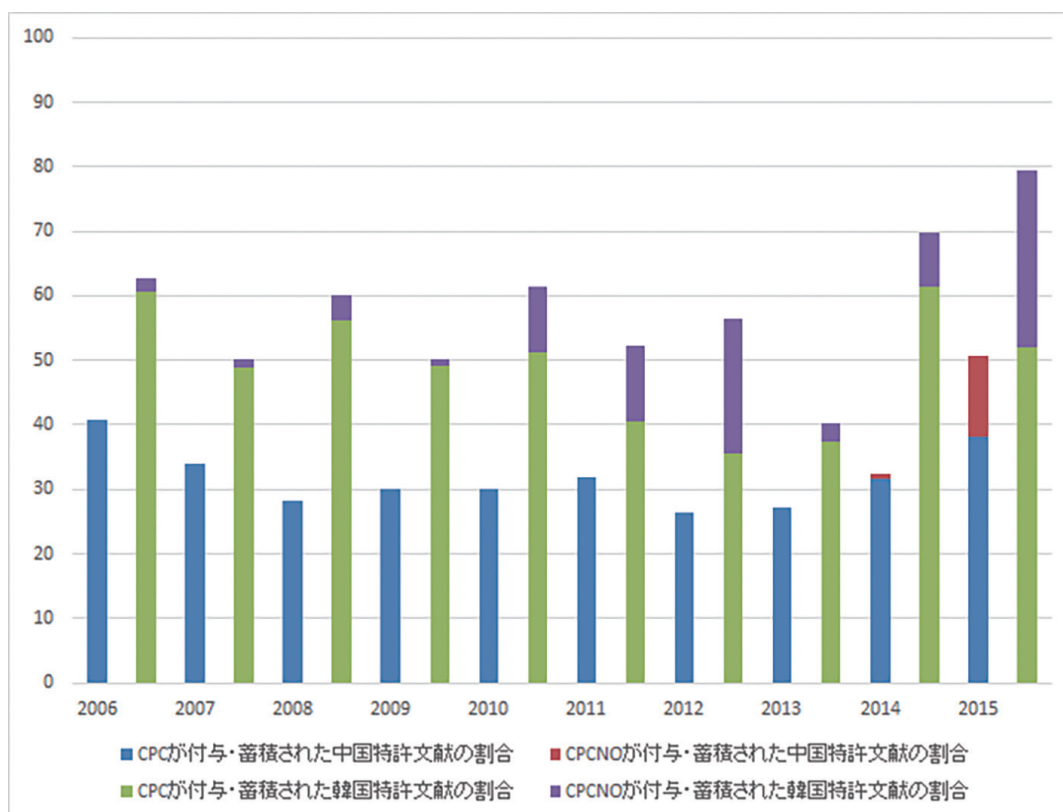


図2 中韓特許文献において、特定の範囲のIPC (G02B7/00-7/40) が付与・蓄積された総特許文献数に対するCPCまたはCPCNOが付与・蓄積された特許文献数の割合

新の文献については、CPCによってある程度有効な検索が実施できる可能性があるのではないだろうか。

CPCの付与に関して、CPCは、2015年に8回目の改正を実施しており、欧米は、今後、年間の改正回数を減少させる意向を示しているが、頻繁に行われる新たなCPC発効に伴う再分類の問題を抱えていると思われる。今後、多くの文献を抱える中国や韓国において、新たなCPC発効に伴う再分類の問題が顕在化してくると思われる。実際、欧米は、2017年から、欧米での再分類終了後一定期間後に、他庁からの旧分類付与信息を受け付けないことや、旧分類が付与された文献について、他庁へ再分類を促す方針を示しており、今後の動向が注目される。

5 FI・Fタームに関する米国との協力

日本では、FIに加えて、FIとは異なる観点で展開されたFタームを先行技術調査に用いており、外国特許庁からもその有用性が評価されている。そのようななかで、2016年2月、FIとCPCとが一致する技術分野において、FタームをCPCに取り込むなどの協力を進めることで、日米は合意した。これによって、米国の審査官が、実質的にFタームを用いて、日本文献の検索を行うことが可能となる。さらに、将来的に、本協力で作成されたCPCについて、米国文献への付与が開始されれば、Fタームを用いて米国文献の先行技術調査も可能となる。まずは、試行5分野（(a) 剛性構造のキャビネット、ラック等、(b) 複数複素環系化合物、(c) 防火用物質、(d) 文書処理装置、(e) 超伝導発電機、電動機）において、本協力を実施することが決まっております。その後、試行5分野以外への拡大について検討を行っていくことになっている。

本協力で、FタームのCPCへの取り込みについては、CPC改正権限を有する米国が担当することになっ

ており、試行5分野において、早期に、FチームのCPCへの取り込みが行われることが期待されている。

6 おわりに

分類調和については、GCIによるIPC改正提案に加えて、非五庁からのIPC改正提案も進められており、近年、着実に進展しているといえる。分類の整備は、質が高く、効率的な審査の基盤であることから、現在の分類調和のモーメンタムを保ちながら、FI・FチームとCPCの良い点を取り込みながら、分類調和を着実に進めていくことが重要であると考えます。

なお、本稿は、著者の私見に基づくもので、特許庁としての意見・見解を表明するものでない点を付記する。